

# 指定都市の「平成 27 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

## 1 「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各市市長及び議長による要請行動を実施しています。

## 2 平成 26 年度白本（平成 25 年度作成分）について

### (1) 要望実績

#### <政党>

期日	要望先	要望者
8月2日	公明党	堺市 市長、議長
8月6日	民主党	浜松市 市長、議長
8月7日	自由民主党	新潟市 市長、議長
8月12日	日本維新の会	京都市 副市長

#### <府省>

期日	要望先	要望者
7月24日	文部科学省	北九州市 市長、議長
7月25日	厚生労働省	熊本市 市長、議長
7月25日	財務省	福岡市 市長
7月25日	経済産業省	札幌市 市長
7月26日	国土交通省	名古屋市 市長、議長
7月29日	総務省	神戸市 市長、議長
7月31日	内閣府・ 内閣官房	広島市 市長、議長

### (2) 提案事項等

- 税財政・大都市制度に関する提案事項：6項目
- 個別行政分野に関する提案事項：10項目

<参考資料：平成 26 年度国の施策及び予算に関する提案>

## 3 平成 27 年度白本（平成 26 年度作成分）の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、静岡市です。

4月～5月	○ 提案事項等の調整
6月～7月上旬	○ 提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各市の企画・財政担当合同会議 [課長級・局長級])
7月中旬	○ 提案書の確定 (市長・議長決裁)
7月中旬～下旬	○ 市長・議長による要請活動

※今年度は、横浜市（林市長・佐藤議長）が総務省への要請活動を担当する予定です。

平成 26 年 度  
国の施策及び予算に関する提案

平成 25 年 7 月

指 定 都 市

## 目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・財務省】	
2 大都市税源の充実強化	6
【総務省・内閣府・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・財務省】	
4 国直轄事業負担金の廃止	8
【総務省・内閣府・財務省】	
5 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	9
【総務省・内閣府・財務省】	
6 多様な大都市制度の早期実現	10
【総務省・内閣府・財務省】	
<個別行政分野関係>	
7 生活保護制度の抜本的改革	11
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】	
8 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	12
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】	
9 医療保険制度の抜本的改革	13
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】	
10 県費負担教職員制度の見直し	14
【総務省・内閣府・財務省・文部科学省】	
11 都市インフラの老朽化対策	15
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
12 緊急雇用創出事業の継続・拡充及び雇用対策に係る新たな交付金制度の創設	16
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】	
13 エネルギー基本計画の早期策定及び関連施策の推進	17
【総務省・内閣府・財務省・経済産業省・環境省】	
14 予防接種制度の充実と財源措置	18
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】	
15 社会保障・税番号制度への対応	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
16 訪日旅行やM I C Eの誘致促進のための受入環境の整備強化	20
【総務省・内閣府・財務省・国土交通省】	

## 国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。加えて、東日本大震災の復興関連事業及び防災・減災事業に積極的に取り組む必要もあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成26年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成25年7月

### 指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	林文子
相模原市長	加山俊夫
新潟市長	篠田昭
静岡市長	田辺信宏
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	河村たかし
京都市市長	門川大作
大阪市長	橋下徹
堺市長	竹山修身
神戸市長	矢田立郎
岡山市市長	高谷茂男
広島市長	松井一實
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	高島宗一郎
熊本市市長	幸山政史

### 指定都市議長会

札幌市議会議長	高橋克朋
仙台市議会議長	佐藤正昭
さいたま市議会議長	萩原章弘
千葉市議会議長	宇留間又衛門
川崎市議会議長	浅野文直
横浜市議会議長	佐藤祐文
相模原市議会議長	須田毅
新潟市議会議長	志田常佳
静岡市議会議長	井上恒彌
浜松市議会議長	太田康隆
名古屋市議会議長	藤田和秀
京都市議会議長	橋村芳和
大阪市議会議長	美延映夫
堺市議会議長	平田多加秋
神戸市議会議長	大澤和士
岡山市議会議長	則武宣弘
広島市議会議長	碓井法明
北九州市議会議長	三原征彦
福岡市議会議長	森英鷹
熊本市議会議長	齊藤聰

## [提案事項<税財政・大都市制度関係>]

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税の一部国税化による地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

### 2 大都市税源の充実強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

### 3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

### 4 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

### 5 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予見可能性の確保に努めること。

## 6 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

### [提案事項<個別行政分野関係>]

## 7 生活保護制度の抜本的改革

新しい生活支援体系の策定における生活保護制度の見直しに係る検討において、これまで生活保護制度の抜本的改革について行ってきた提案意見を十分に反映させること。

生活保護費の全額国庫負担、医療費の一部自己負担、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた抜本的な見直しについて、引き続き検討すること。

なお、全額国庫負担が実現するまでの間は、緊急的な財政措置を講ずること。

## 8 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国と地方の協議のもと、子育て家庭への影響に配慮しつつ、早急に制度設計を進め、施設や事業等の基準を速やかに提示するとともに、準備経費を含め必要な財政措置を講ずること。

幼保連携型認定こども園の設置及び幼稚園や保育所から認定こども園への移行を促進するための必要な財政措置を講ずるほか、認可外保育施設の保育所や新制度における小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる人材確保について財政措置を講ずること。

待機児童解消を進めるため、平成26年度実施予定の保育緊急確保事業や新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実させるとともに、柔軟に運用できる制度とすること。

## 9 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度とするため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現するとともに、制度改正に伴い新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないよう必要な財政措置を講ずること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国庫負担率の引上げを含む財政措置を講ずること。

## 10 県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与等の負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

移譲に伴い必要となる財源について、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により措置すること。

## 11 都市インフラの老朽化対策

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるために、老朽化する都市インフラの計画的で効率的な維持管理・更新に必要なとなる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化を図ること。

## 12 緊急雇用創出事業の継続・拡充及び雇用対策に係る新たな交付金制度の創設

緊急雇用創出事業の継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設すること。

なお、現制度の継続・拡充及び新制度の創設に当たっては、指定都市等との協議の場を設けるとともに、指定都市に直接交付するなど汎用性の高い制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すること。

## 13 エネルギー基本計画の早期策定及び関連施策の推進

市民生活や産業・経済活動を支える電力の安定供給の確保を図るとともに、エネルギー消費量の低減及び平準化並びに再生可能エネルギーの活用の拡大を図るため、新しいエネルギー基本計画を早期に策定し、規制緩和・財政支援の拡充など、関連施策を体系的に推進すること。

## 14 予防接種制度の充実と財源措置

水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンについて、早期に定期接種化すること。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発などにより、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

## 15 社会保障・税番号制度への対応

地方公共団体が必要な情報システムの構築・改修等のための十分な準備や検証を行えるよう、制度全体及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすること。

制度に係るシステムの仕様等の策定に当たっては、地方公共団体が独自に活用できるようシステム仕様等を早期に提示し、地方公共団体の意見を十分に取り入れること。

また、個人情報の管理やセキュリティ等、個々の団体だけでは対処できない課題について、国の責任において確実に対応すること。

制度は国家的な情報基盤整備であることから、その経費は全額国庫負担とすること。

## 16 訪日旅行やMICEの誘致促進のための受入環境の整備強化

訪日旅行やMICEの誘致促進を図るため、地方の特性に応じた訪日外国人受入環境の整備や、国際会議場や展示会場及びその周辺施設等の整備など、指定都市が行う国際競争力を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

**[提案事項詳細説明]**



## ＜税財政・大都市制度関係＞

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税の一部国税化による地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

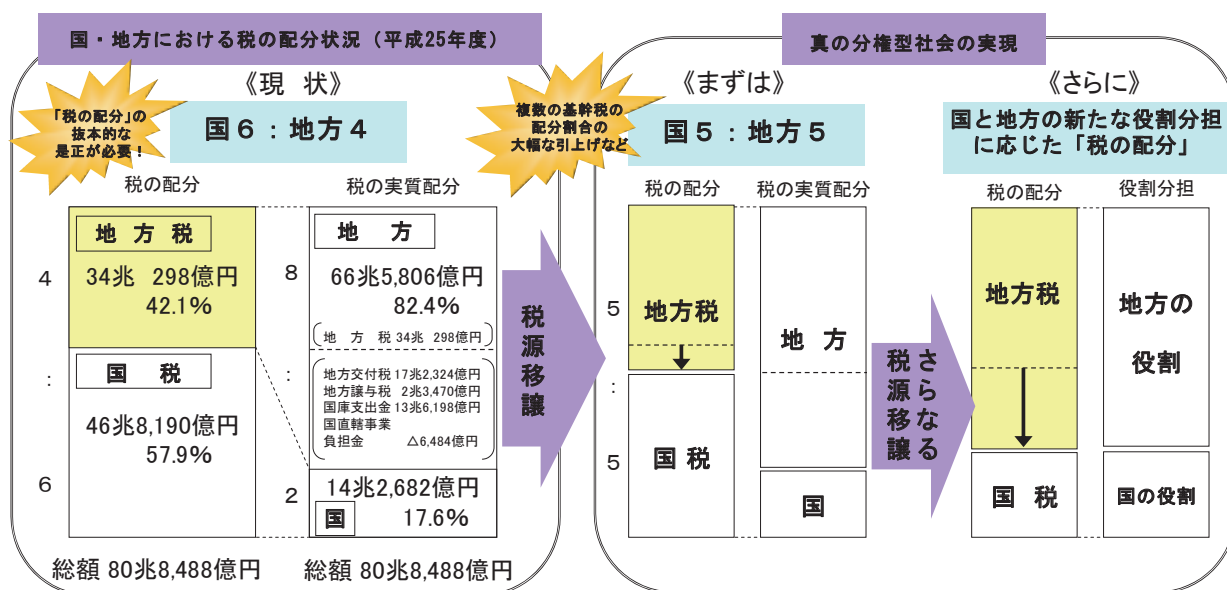
現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方間の税収の水平調整を行うことは、真の分権型社会の実現の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

## 国・地方間の税源配分の是正



## 2 大都市税源の充実強化

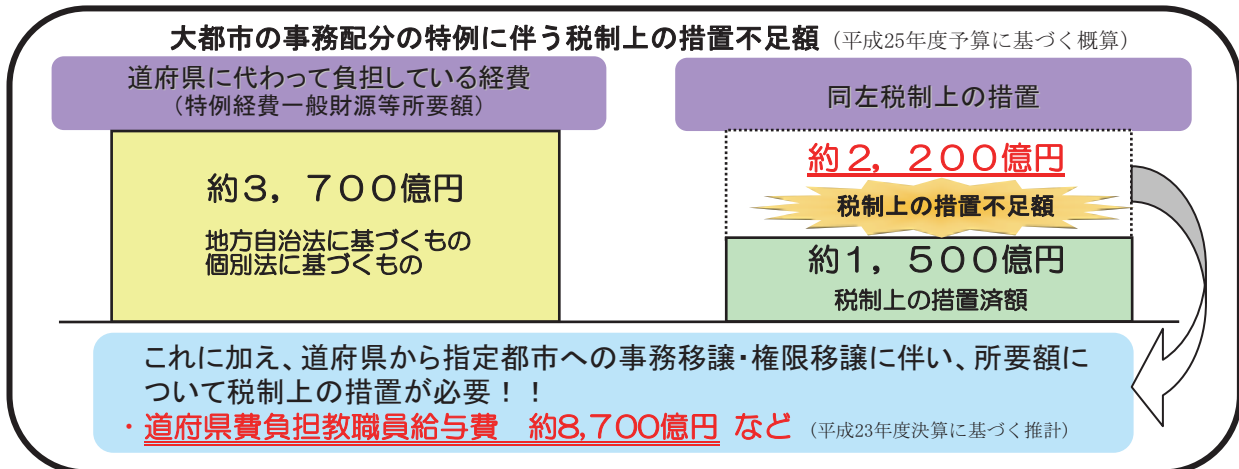
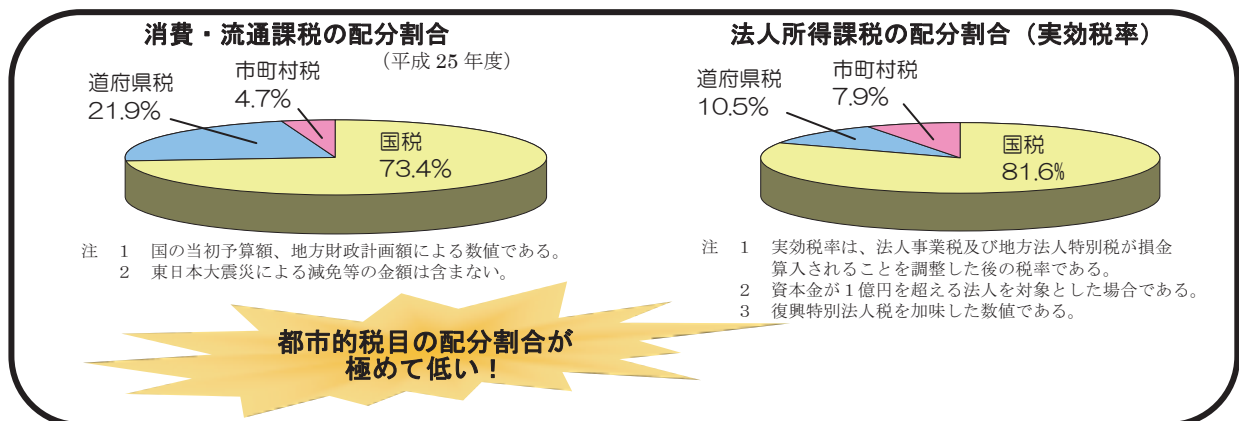
大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、道府県費負担教職員給与等に係る事務・権限をはじめ、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図ること！！

### 3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

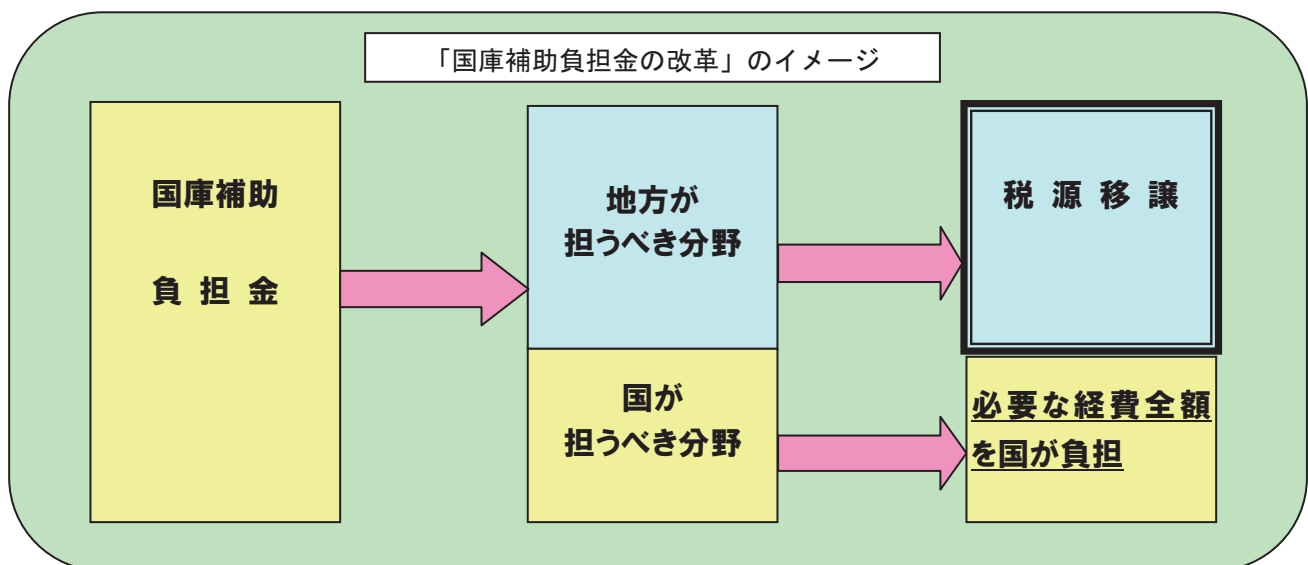
また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないこと。

なお、地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金等に再度整理されたが、本来は廃止の上、税源移譲されるべきものである。

税源移譲されるまでの間、こうした交付金等については、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって、より自由度が高く、活用しやすい制度となるよう見直すこと。



#### 4 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行うべきであり、地方負担は廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

平成24年11月に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、平成25年度までに国直轄事業負担金の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていることを踏まえ、廃止・移譲の検討に当たっては、指定都市を含む地方との協議の機会を直ちに設けて意見を十分に取り入れた上で、具体案を提示し、確実に実施すること。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とすること。また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うこと。

#### 国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

（単位：百万円）

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	119,343	42,305	35 %
港 湾	33,985	11,804	35 %
計	153,328	54,109	35 %

注 指定都市の負担額は平成23年度決算による数値である。

## 5 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革に当たっては、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行った上で進めること。

地方交付税の総額については、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、社会保障と税の一体改革に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すること。

特に、平成25年度の地方交付税に関しては、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与の引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、こうした措置は、今後行わないこと。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市を狙い撃ちにした削減は決して行うべきではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、具体的な算定方法を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めること。

### 地方交付税等の削減状況

		平成15年度決定額	平成24年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成24年度決定額)
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円	17兆4,960億円	△5,733億円	△3.2%	
	市町村分	8兆 908億円 (6.3万円)	8兆6,524億円 (6.8万円)	5,616億円	+6.9%	
	指定都市総額	9,433億円 (3.5万円)	6,855億円 (2.5万円)	△2,578億円	△27.3%	
地方交付税+臨時 財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	全国総額	23兆9,389億円	23兆6,293億円	△3,096億円	△1.3%	
	市町村分	11兆 256億円 (8.6万円)	10兆9,922億円 (8.6万円)	△334億円	△0.3%	
	指定都市総額	1兆5,038億円 (5.6万円)	1兆3,551億円 (5.0万円)	△1,487億円	△9.9%	
基準財政需要額 (人口一人あたり)	全国総額	47兆 877億円	49兆2,721億円	2兆1,844億円	+4.6%	■指定都市総額 臨時財政対策債(49.4%) 6,696億円 地方交付税 (50.6%) 6,855億円
	市町村分	25兆 41億円 (19.5万円)	25兆3,345億円 (19.8万円)	3,304億円	+1.3%	
	指定都市総額	5兆1,956億円 (19.1万円)	5兆1,062億円 (18.8万円)	△894億円	△1.7%	

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。  
 2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成24年度決定額には東日本大震災関係分(推計)及び震災復興に係る特別交付税を除く。

## 6 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

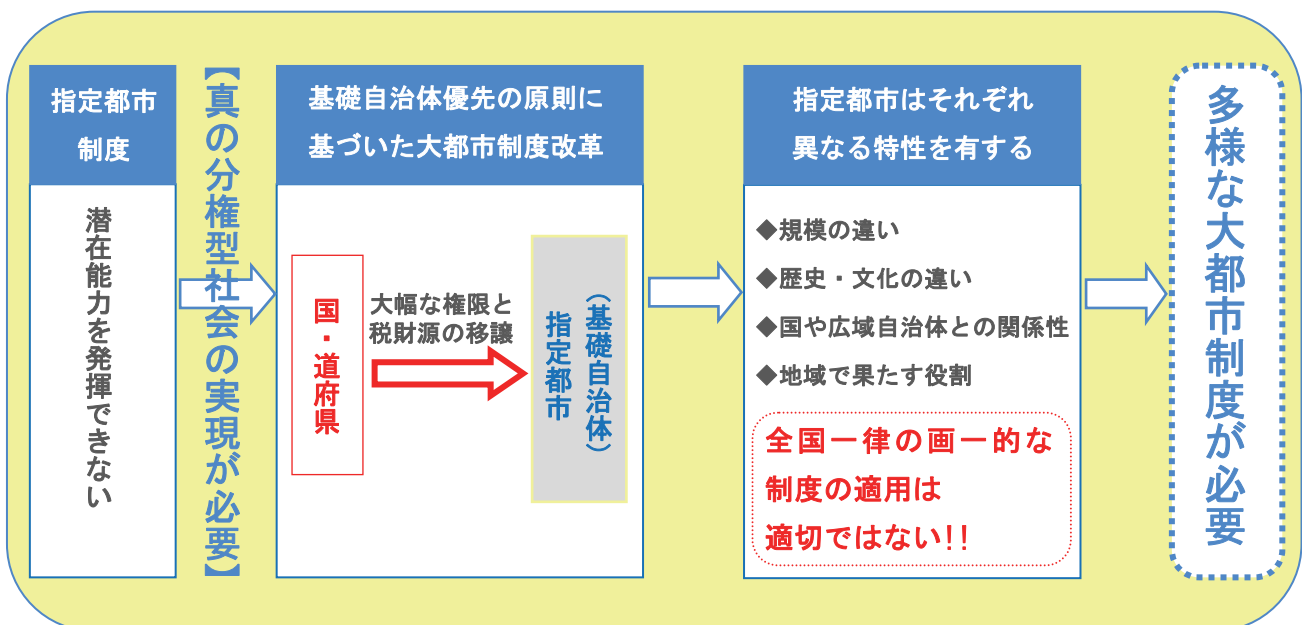
指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体であり、各圏域の中核都市として、人口の集中や産業の集積などによる大都市特有の行財政需要に対応しながら、全国の都市自治体を先導する役割が求められている。

しかし、現行の指定都市制度では、道府県の事務権限の一部について特例が措置されているに過ぎず、大都市の潜在能力を十分に発揮することができない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、大阪や新潟などでは、各地域にふさわしい大都市制度の実現を目指している。大都市が抱える諸課題を解決するためには、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。また、活発化している道州制の議論に当たっても、基礎自治体の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

ついでに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。



## ＜個別行政分野関係＞

### 7 生活保護制度の抜本的改革

新しい生活支援体系の策定における生活保護制度の見直しに係る検討において、これまで生活保護制度の抜本的改革について行ってきた提案意見を十分に反映させること。

生活保護費の全額国庫負担、医療費の一部自己負担、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた抜本的な見直しについて、引き続き検討すること。

なお、全額国庫負担が実現するまでの間は、緊急的な財政措置を講ずること。

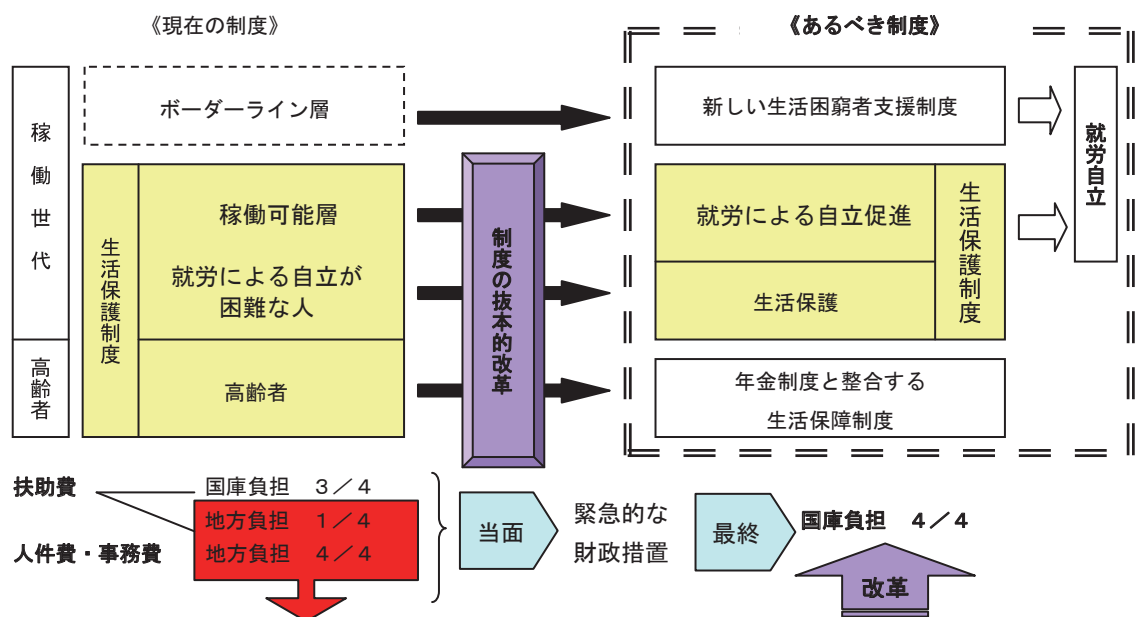
生活保護制度については、平成23年度に行われた「生活保護制度に関する国と地方の協議」を経て設置された厚生労働省社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告を踏まえ、見直しが進められている。

しかしながら、これまでの検討において、生活保護制度の抜本的改革について行ってきた提案が十分に反映されているとは言えない。

本来、生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民の最低限度の生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任において実施されるものであることから、その経費についても全額国において負担すべきである。

あわせて、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入等による医療扶助の適正化や、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた抜本的な見直しについても、引き続き検討すべきである。

なお、生活保護受給者は増加を続けており、生活保護に要する負担の増加が地方公共団体の財政を圧迫し、行政運営に支障をきたしていることから、全額国庫負担が実現するまでの間は、緊急的な財政措置が必要である。



- ・地方負担分は、「地方交付税」で措置される制度であるが、算入不足が生じている場合がある。
- ・近年の生活保護受給者の増加により、地方公共団体において、大きな財政負担が喫緊の課題である。

## 8 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国と地方の協議のもと、子育て家庭への影響に配慮しつつ、早急に制度設計を進め、施設や事業等の基準を速やかに提示するとともに、準備経費を含め必要な財政措置を講ずること。

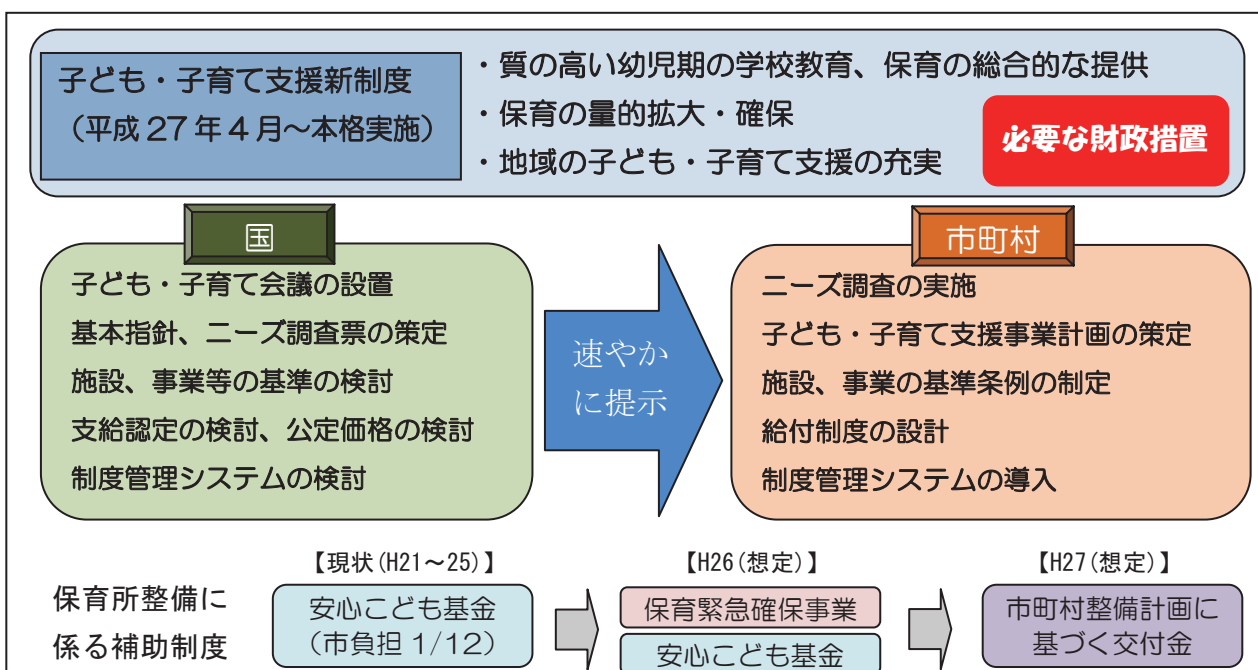
幼保連携型認定こども園の設置及び幼稚園や保育所から認定こども園への移行を促進するための必要な財政措置を講ずるほか、認可外保育施設の保育所や新制度における小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる人材確保について財政措置を講ずること。

待機児童解消を進めるため、平成26年度実施予定の保育緊急確保事業や新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実させるとともに、柔軟に運用できる制度とすること。

平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、実施主体である市町村が円滑に対応できるよう、国と地方の協議のもと、子育て家庭への影響に配慮しつつ、一刻も早い制度設計を進め、事業者の判断材料となる施設・設備や事業等の基準を速やかに提示するとともに、国が責任を持って準備に係る経費を含め必要な財政措置を講ずるべきである。

また、新制度においては、幼保連携型認定こども園の設置及び幼稚園や保育所から認定こども園への移行促進、認可外保育施設の保育所や小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる人材確保のための財政措置が不可欠である。

さらに、都市部において喫緊の課題となっている待機児童への対策を着実に推進できるよう、平成26年度に実施予定の保育緊急確保事業や、新制度移行後に予定されている、児童福祉法の規定による市町村整備計画に基づく交付金については、「安心こども基金」の補助率等の内容を継続・充実させるとともに、補助対象となる実施主体を問わないなど柔軟に運用できる制度とすべきである。





## 9 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度とするため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現するとともに、制度改革に伴い新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないよう必要な財政措置を講ずること。

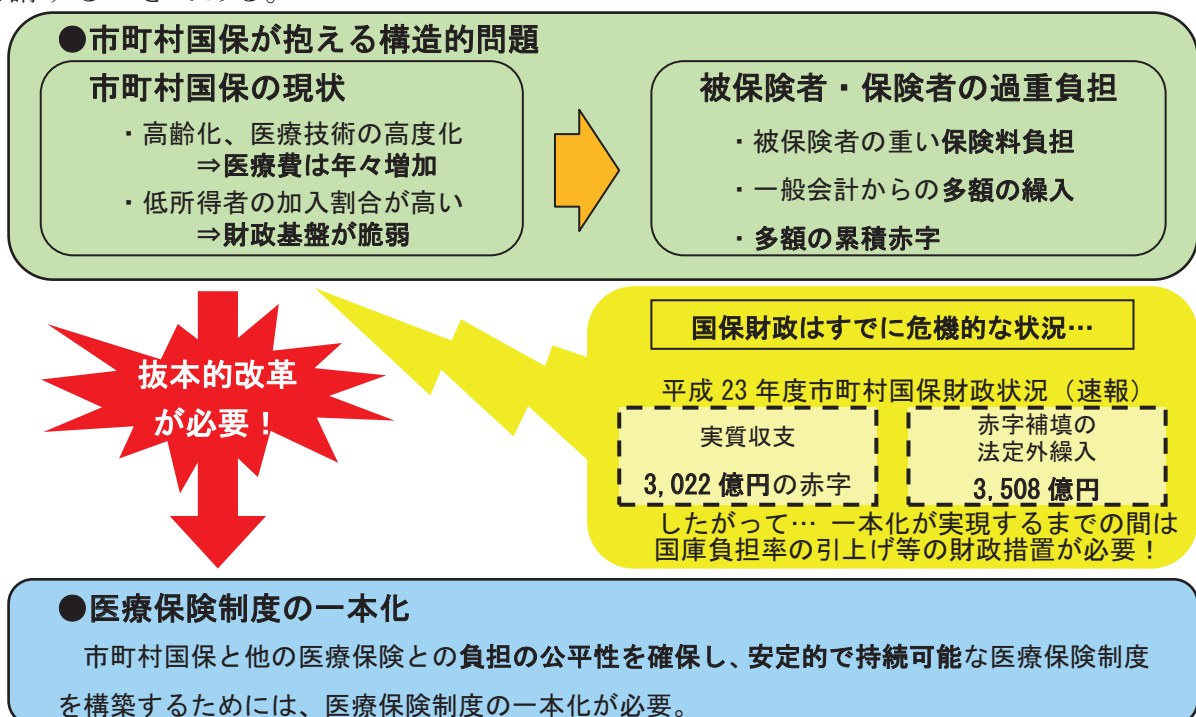
なお、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国庫負担率の引上げを含む財政措置を講ずること。

市町村が運営する国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、低所得者が多く所得水準が低いことなど、構造的問題を抱えており、その財政基盤は極めて脆弱なものである。今後も、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費等が増加し、加入者の保険料負担は年々重くなることが見込まれる。各保険者は、財政健全化に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入れに頼らざるを得ず、財政運営は極めて厳しい状況であり、国民健康保険制度の構造的問題の解決が急務である。

国においては、低所得者の保険料に対する財政支援策として、2,200億円の公費投入を行うとしているが、実施時期は消費税率引上げに合わせることでされており、現下の厳しい国保財政を鑑みると、それまでの間の応急的な対策が必要であるとともに、年々増加する医療費に対する抜本的な解決策となっていない等の課題がある。

また、社会保障制度改革国民会議において、高齢者医療制度の見直しなどについて審議されているが、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平性を確保し、長期的に安定した制度とするため、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、国の責任を明確にした上で、全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現するとともに、制度改革に当たっては、地方負担や保険料負担の増加につなげることがないように、必要な財政措置を講ずるべきである。

なお、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、市町村保険者に対し、国庫負担率の引上げを含めた財政措置を行うべきである。特に、累積赤字や法定外繰入のある保険者に対し、新たな制度へ円滑に移行できるよう必要な措置を講ずるべきである。



## 10 県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与等の負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

移譲に伴い必要となる財源について、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により措置すること。

教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与等の負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。

これについて、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、道府県の給与等の負担、教職員定数、教職員配置等の権限を指定都市へ移譲することが盛り込まれたことを受け、国の責任において、関係者の理解を得た上で包括的な権限を指定都市に移譲し、それに伴い必要となる財源について、教職員給与、退職手当及び移管に伴って生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により措置すべきである。

### 給与等の負担をはじめとした権限移譲に伴い必要となる財源について、税源移譲により措置

#### 現行の道府県・指定都市の役割

<b>道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等の負担</li> <li>・学級編制の標準としての基準の設定</li> <li>・教職員定数の決定</li> <li>・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定</li> <li>・勤務成績評価に関する計画</li> </ul>
<b>指定都市</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の任免、服務監督、研修</li> <li>・教職員の給与の決定</li> <li>・教職員の勤務成績の評定</li> <li>・学級編制</li> </ul>

#### あるべき役割

<b>指定都市</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等の負担</li> <li>・学級編制の基準の設定</li> <li>・教職員定数の決定</li> <li>・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定</li> <li>・勤務成績評価に関する計画</li> </ul>
<b>道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の任免、服務監督、研修</li> <li>・教職員の給与の決定</li> <li>・教職員の勤務成績の評定</li> <li>・学級編制</li> </ul>

#### 現状の問題点

- ・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、教職員定数等を主体的に決定することができない。

#### 問題点の解決

- ・国及び道府県から、権限と併せて必要な財源の移譲を行うことにより、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し市民ニーズに応じた教育を、より主体的に市民へ提供することが可能となる。

## 11 都市インフラの老朽化対策

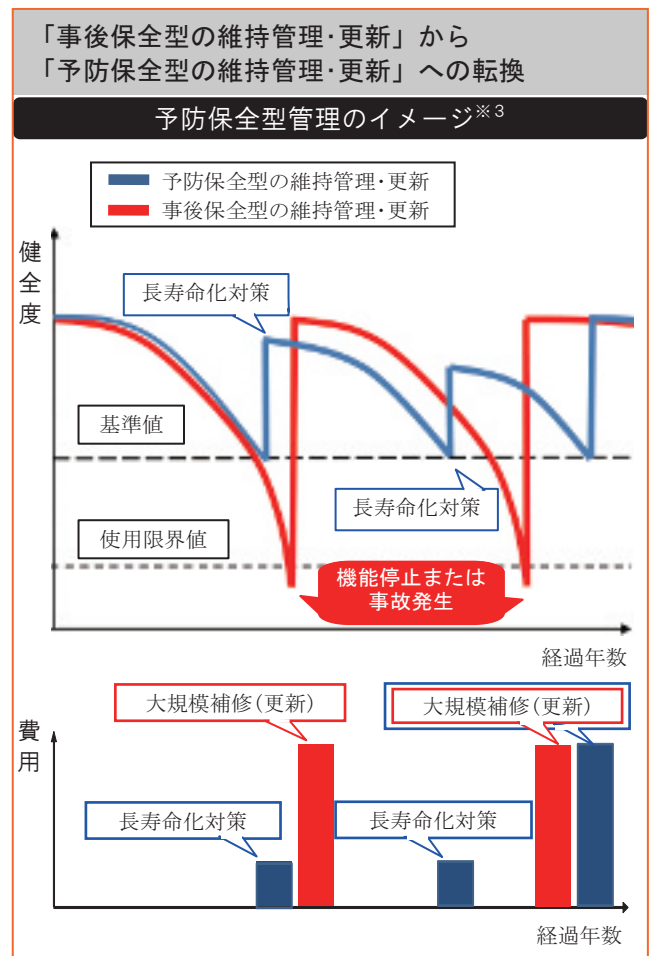
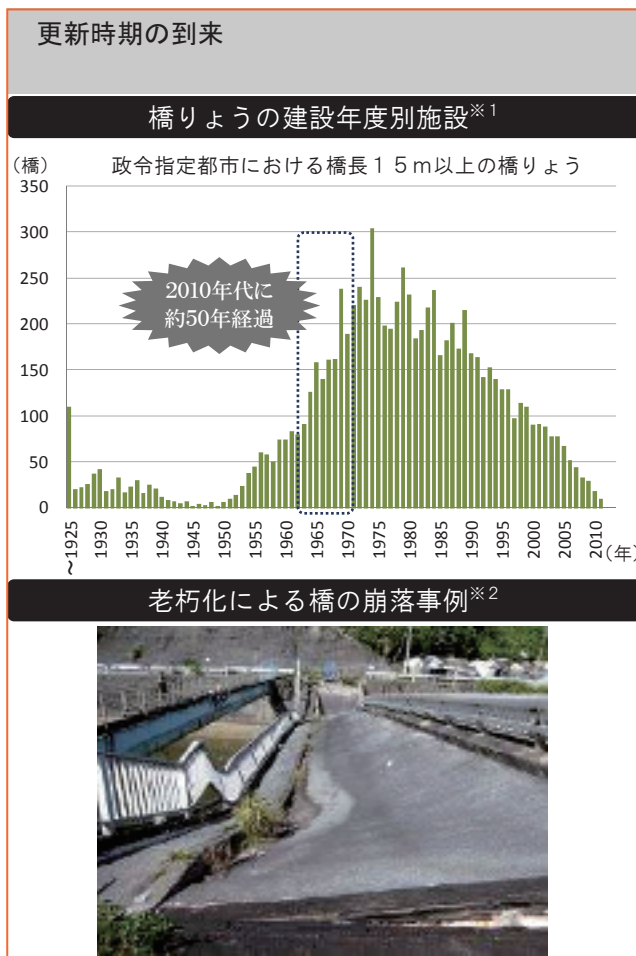
大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるために、老朽化する都市インフラの計画的で効率的な維持管理・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化を図ること。

道路、河川、公園、港湾、上下水道などの都市インフラの多くが、高度経済成長期に集中的に整備され、更新時期を迎えつつあるため、従来どおりの事後保全型の維持管理・更新では、大きな財政負担が見込まれている。

このため、今後も大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支えていくためには、事後保全型から予防保全型による計画的で効率的な維持管理・更新に転換することにより、施設の長寿命化を図り、中長期的なコストの平準化と抑制を進めていく必要がある。

こうした中、平成24年度補正予算において、インフラ再構築を支援する「防災・安全交付金」が創設されたものの、対策が必要なストック数に対して、十分な予算が確保されていない。今後も都市インフラの安全性を確保していくためには、計画的で効率的な維持管理・更新に必要となる継続的な財源確保を図るべきである。

あわせて、平成25年3月に国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会がまとめた、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 中間とりまとめ」を踏まえ、社会資本全体の維持管理・更新の考え方を提示するとともに、施設の点検や診断手法等の技術基準の整備を速やかに行うなど、老朽化対策の支援強化を図るべきである。



出典 ※1：国土交通省道路施設現況調査

※2：名古屋大学工学研究科 橋りょう長寿命化推進室臨床橋梁保全学（橋梁保全研修テキスト）平成21年 沖縄県 辺野喜橋

※3：国土交通省社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会

## 12 緊急雇用創出事業の継続・拡充及び雇用対策に係る新たな交付金制度の創設

緊急雇用創出事業の継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設すること。

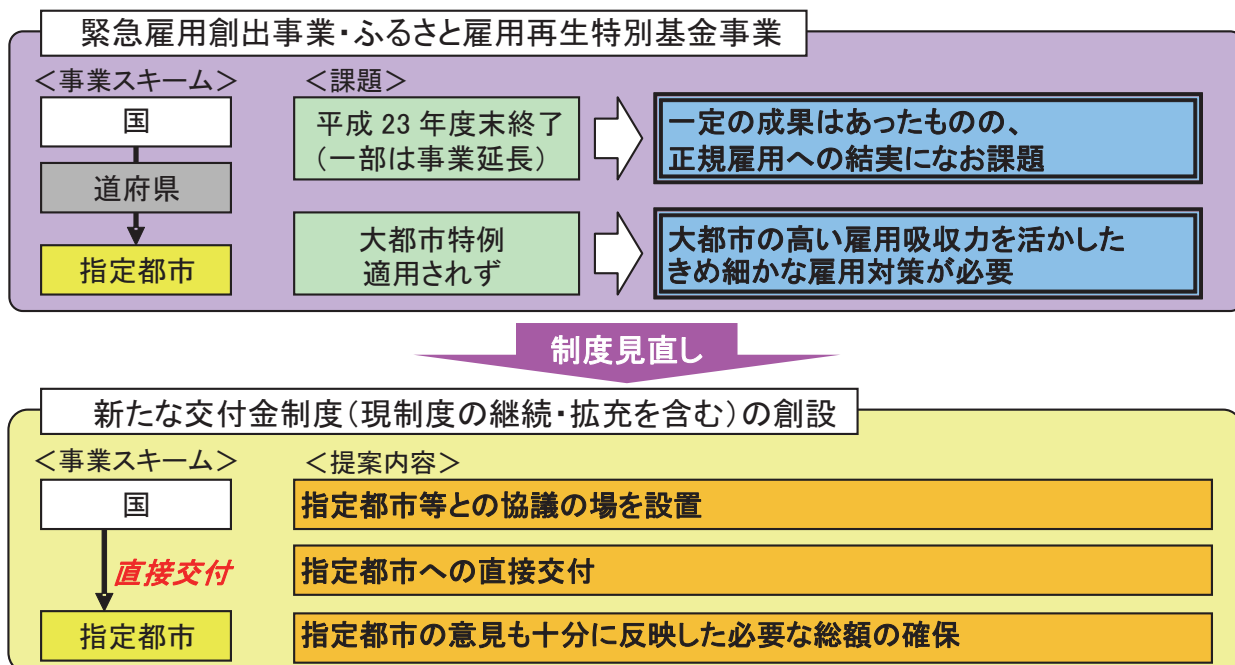
なお、現制度の継続・拡充及び新制度の創設に当たっては、指定都市等との協議の場を設けるとともに、指定都市に直接交付するなど汎用性の高い制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すること。

緊急雇用創出事業については、「重点分野雇用創出事業」が平成25年度まで延長されたほか、原則、平成25年度を事業終期とする「起業支援型地域雇用創造事業」が創設されるなど、引き続き実施されているところである。

現行の緊急雇用創出事業は、失業者対策として一定の成果をあげているが、非正規雇用者数は増加傾向にある。非正規雇用者の雇用の不安定さや処遇の低さが、正規雇用者に比べて家族形成やキャリア形成に困難を抱え、少子化に拍車をかける可能性も指摘されており、ひいては、地域経済に大きな影響を及ぼすことも懸念される。

そのため、従来の緊急雇用創出事業の継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設すべきである。

なお、緊急雇用創出事業の継続・拡充及び新たな交付金制度の創設に当たっては、地方の実情に迅速かつきめ細かく対応できるよう、指定都市等との協議の場を設けるとともに、指定都市に直接交付するなど汎用性の高い制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すべきである。



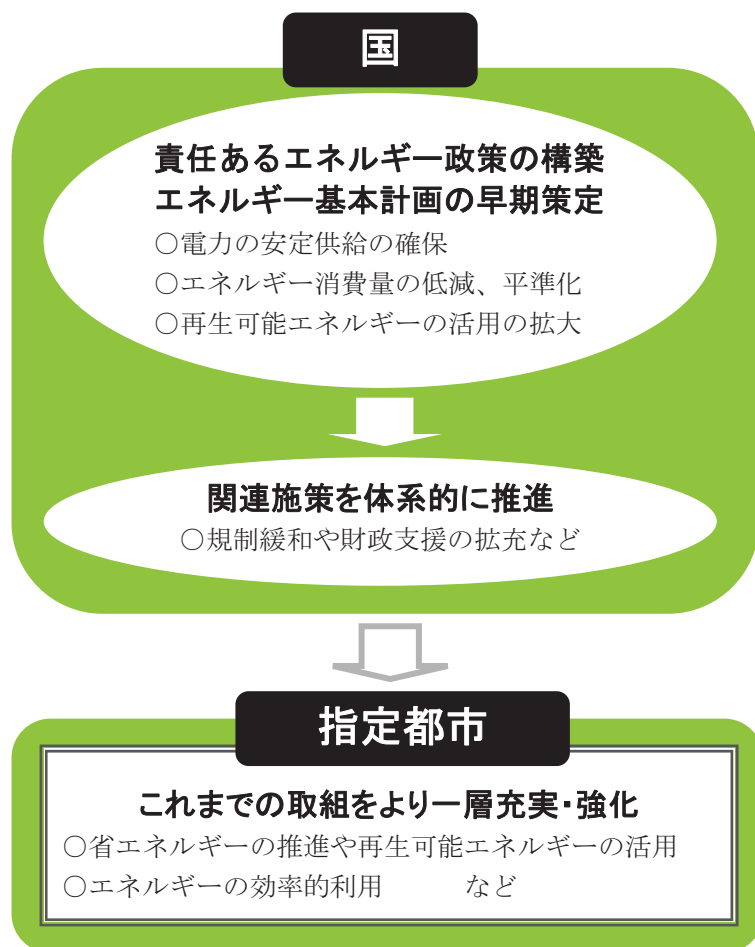
### 13 エネルギー基本計画の早期策定及び関連施策の推進

市民生活や産業・経済活動を支える電力の安定供給の確保を図るとともに、エネルギー消費量の低減及び平準化並びに再生可能エネルギーの活用の拡大を図るため、新しいエネルギー基本計画を早期に策定し、規制緩和・財政支援の拡充など、関連施策を体系的に推進すること。

地域の産業・経済の中心であり、多くの市民が生活する指定都市は、エネルギーの大消費地としてエネルギー問題の解決に向け先導的に取り組む大きな責任を負う立場にある。

したがって、指定都市では、市民生活や産業・経済活動を支える電力の安定供給を確保し、エネルギー消費量の低減及び平準化を図る観点から、これまでの大規模集中型の電力システムを、分散型電源との併用型へと移行するための検討を進めるとともに、省エネルギーの推進や地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの効率的利用などに取り組んでいる。

これらの取組をより一層充実・強化し、特にこれまで以上に再生可能エネルギーの活用の拡大を図るためにも、国は、先導的な役割を果たす指定都市の意見も十分に反映しながらエネルギー政策の方向性を定め、その実現に向けた新しいエネルギー基本計画を早期に策定し、規制緩和や財政支援を拡充するなど、関連施策を体系的に推進すべきである。



#### 14 予防接種制度の充実と財源措置

水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンについて、早期に定期接種化すること。

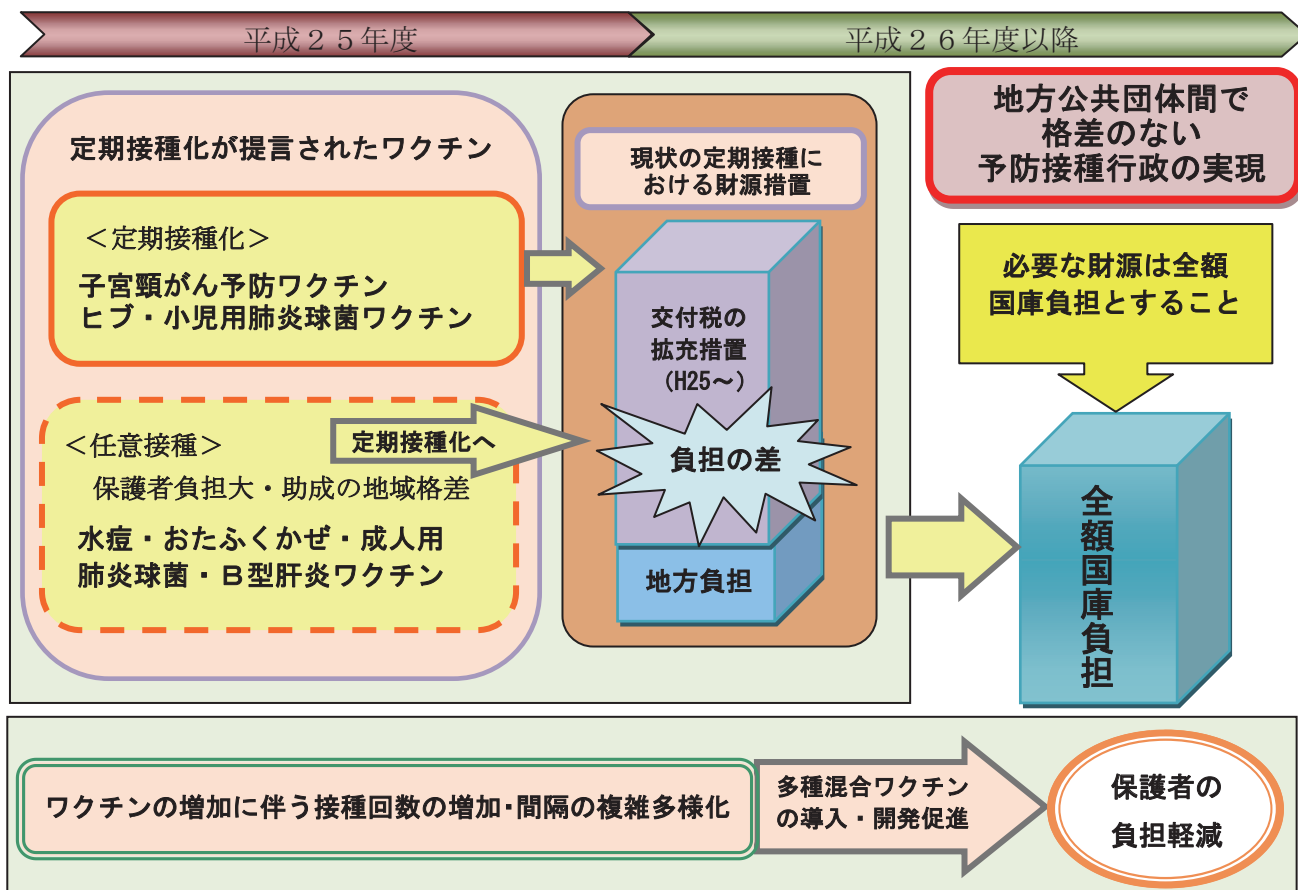
あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発などにより、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

厚生労働省厚生科学審議会の予防接種部会において、定期接種化の提言がされた7ワクチンのうち、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンについて広く接種を促進することとされているが、具体的な定期接種化の時期等は明示されていない。疾病の発生・まん延防止といった国民の健康保持の観点から、早期に定期接種化すべきである。

一方、平成25年度から定期接種に係る経費については、地方交付税による財政措置の拡充がなされたところであるが、地方公共団体間で格差が生じないように、国の責任において必要とする国民全てが等しく接種できるよう必要な財源は全額国庫負担とすべきである。

また、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数の増加や接種間隔の複雑多様化により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担が大きくなっていることから、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進などにより負担軽減を図るべきである。



## 15 社会保障・税番号制度への対応

地方公共団体が必要な情報システムの構築・改修等のための十分な準備や検証を行えるよう、制度全体及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすること。

制度に係るシステムの仕様等の策定に当たっては、地方公共団体が独自に活用できるようにシステム仕様等を早期に提示し、地方公共団体の意見を十分に取り入れること。

また、個人情報の管理やセキュリティ等、個々の団体だけでは対処できない課題について、国の責任において確実に対応すること。

制度は国家的な情報基盤整備であることから、その経費は全額国庫負担とすること。

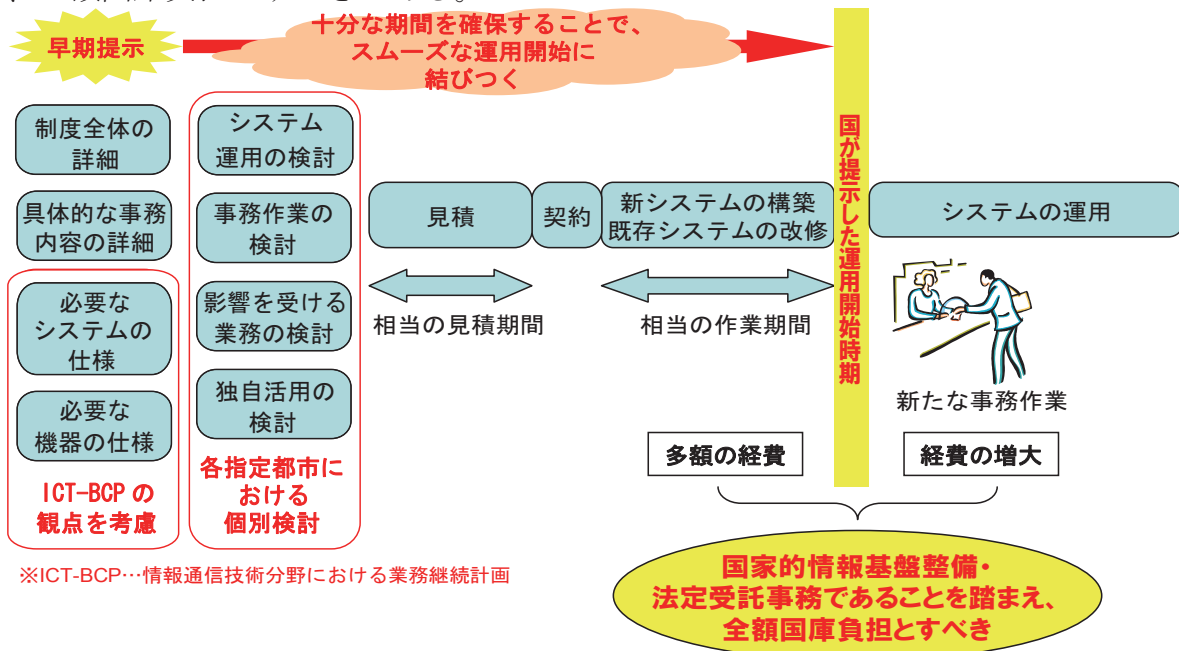
社会保障・税番号制度については様々な意見がある中、地方公共団体は新たな情報システムの構築や現行の情報システムの改修などの作業が必要となる。指定都市が運用する情報システムは大規模であることから、その対応に相当の期間や多額の経費を要することが見込まれるため、制度の全体像及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を明らかにすべきである。

一方、東日本大震災以降、バックアップ機能の強化は重要課題となっており、中間サーバ等（各地方公共団体で管理している住民基本台帳、税、福祉等の情報が保管される）の活用など、地方公共団体独自の活用ができるよう、システム仕様等を早期に提示し、直接住民と接する地方公共団体の意見を十分に取り入れた上で、国の責任において調整、対応を行うべきである。

個人情報の管理や情報に係るセキュリティ等の課題については、個々の団体だけでは対処が困難な課題であることから、国の責任において確実に対応すべきである。

また、「通知カード」の送付や個人番号カードの交付など新たな事務が発生することも踏まえ、事務負担の増大にも配慮すべきである。

制度は国家的な情報基盤の整備であることから、個人番号の指定や個人番号カードの交付等の法定受託事務をはじめ、新たに生ずる事務やシステム構築・改修等に係る経費は、全額国庫負担とすべきである。



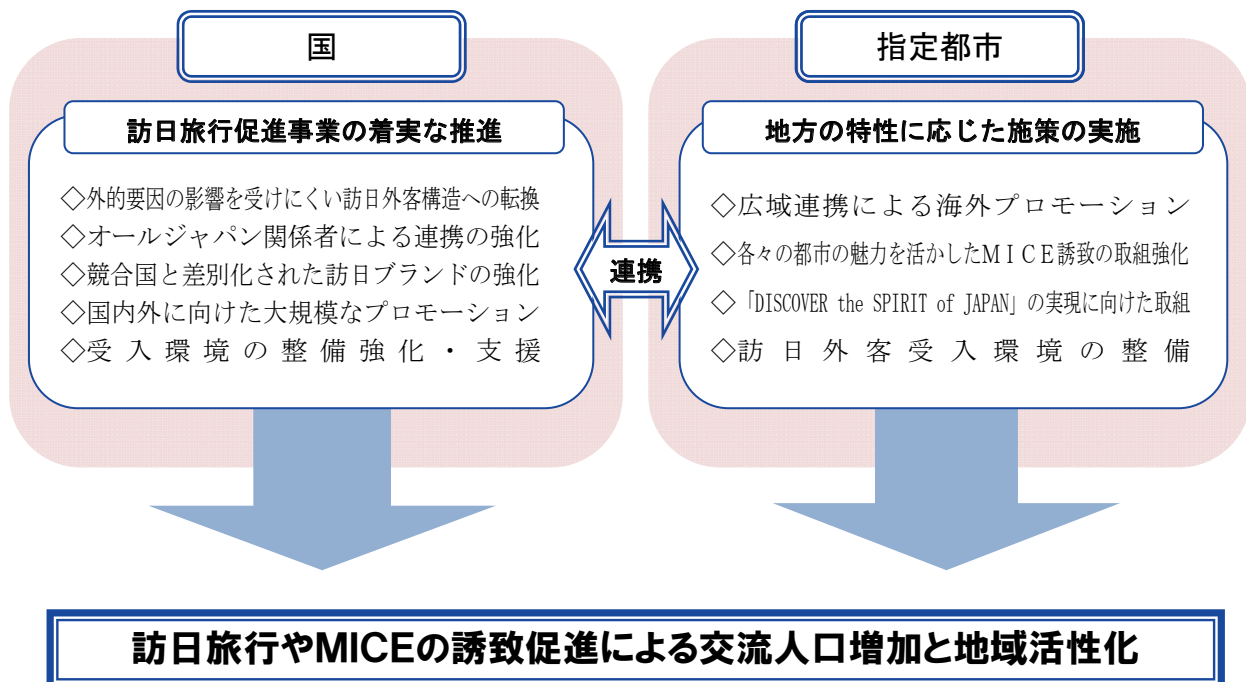
## 16 訪日旅行やMICEの誘致促進のための受入環境の整備強化

訪日旅行やMICEの誘致促進を図るため、地方の特性に応じた訪日外国人受入環境の整備や、国際会議場や展示会場及びその周辺施設等の整備など、指定都市が行う国際競争力を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

平成24年の訪日外国人旅行者数は、東日本大震災に伴う風評被害に対する国の取組もあり、約837万人とほぼ震災前の状況まで回復したが、訪日旅行促進事業の平成28年中間目標値の1,800万人には遠く及ばない状況である。また、MICEにおいても国際的な誘致競争が激化しており、我が国のアジアの中での開催実績やシェアが低下している。

こうした状況を踏まえ、地域活性化の切り札となる訪日旅行やMICEの誘致促進に当たり、国と地方が連携し、オールジャパンで取り組むことはもとより、地方の特性に応じた施策の実施についても迅速に進めていく必要がある。

国においては、訪日旅行やMICEの誘致促進に当たり、訪日ブランドの強化や外的要因の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を目指し、国内外に向けた大規模なプロモーションの実施等により国際競争力を回復・強化させるとともに、訪日外国人受入の核となる指定都市においても受入環境の整備が円滑に推進できるよう、十分な予算を確保し必要な支援をすべきである。



※ MICE・・・企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。



